

盛岡市監査委員告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 23 年 10 月 31 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	武 田 牧 雄
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 盛岡市立病院事務局に係る指摘事項               |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

23 盛病総第 74 号

平成 23 年 9 月 9 日

盛岡市監査委員 武田 牧雄 様  
盛岡市監査委員 佐藤 敬三 様  
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市立病院事務局総務課）

時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の誤り及び勤務時間数の算定の誤りにより、支給額に誤りのあるものが 4 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況等

(1) 措置の内容

時間外勤務区分の誤り及び勤務時間数の算定の誤りがあったものについて、正しい区分及び時間数で支給額を算定し、次のとおり追給及び返納の措置を行いました。

追給措置 時間外勤務手当 1 件 7,341 円（追給日：平成 23 年 8 月 16 日）

返納措置 時間外勤務手当 3 件 1,916 円（返納日：平成 23 年 8 月 5 日）

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、時間外・休日等勤務命令表の記載誤り及び決裁者による決裁内容の確認の不足である。

今後は決裁者の確認を徹底するとともに、集計時における確認体制を強化し、再発防止に努めます。

23 盛病医第 5 号

平成 23 年 9 月 9 日

盛岡市監査委員 武田 牧雄 様

盛岡市監査委員 佐藤 敬三 様

盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 7 月 26 日付け 23 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市立病院事務局医事課）

物品購入の単価契約に当たり、契約単価及び契約者の決定に誤りがあるものが 72 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況等

(1) 措置の内容

物品購入契約において、見積通知にあたり見積書等の作成方法の説明を徹底するとともに、契約先の決定に当たっては複数の職員により契約単価の確認を確実にを行う体制とし、今後、同様の事案が発生しないよう関係職員へ注意喚起しました。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は購入先の決定に当たり、仕様書で見積書と同一の内容を記録したフロッピーディスクを提出させて契約先を決定することとしていましたが、決定する過程における決裁権者及び担当職員の確認作業が不十分であったことによるものです。

丁寧にかつ複数による確認体制で行えば未然に防げた誤りであることから、今後の物品購入契約の見積審査及び決裁においては、見積書とフロッピーディスクの内容の突合作業を複数の職員で行うこととしたほか、その内容を決裁権者が直接確認する等の方法により確認体制の強化を図ります。